

令和7年度 課方針書

課（局）名	農業委員会事務局	課（局・事務）長名	二 宮 弘 明	作成年月日	令和7年4月14日
■課等の所管する行政課題等を取り巻く現状（国・県の動向や町民意識等）					
令和6年の通常国会において、農政の憲法といわれる「食料・農業・農村基本法」が25年ぶりに改正し、5年間を農業構造転換集中対策期間と位置付け、計画的・集中的に必要な施策を講じることとしています。 一方、人口減少や農業従事者の高齢化が進行し、更には農業資材や燃油等の高騰を受け農業所得が向上しないことによる担い手不足が以前より深刻化しており、遊休農地の拡大や農村地域の再生に向けた課題が直面しています。 令和5年の改正農業経営基盤強化促進法等の施行により、農業委員会では地域の農地利用の将来像を示す地域計画の目標地図素案作成を担い、今年3月に今後10年後の計画となる地域計画を策定しました。 農業委員会は、これまでの課題等を踏まえつつ、農業従事者が農業を持続できるよう地域計画（目標地図）の達成に向けて「農地の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」等の取り組みをより一層進めていくことが重要であります。 水田活用の直接支払交付金についても、5年に一度の水張りを求める方針から「求めない」方針へと見直しが見られるなど、現場では混乱が生じています。 このような背景を踏まえ、町及び関係機関との連携を図りながら、目標地図に位置付けられた者への農地集積・集約化等の取組みを進め、農業経営の安定化及び地域農業の振興に努めます。					
■解決すべき行政課題（現状の問題等点）					
1 目標地図に位置付けられた者への農地利用の集積・集約化 2 再生困難農地（B分類）の非農地処分の決定と法務局及び税務課通知 3 農業後継者等への農業者年金の加入推進 4 家族経営協定の推進と新規就農者の掘り起こし 5 農業委員会サポートシステムの有効利用と適切な管理					
■課題解決のための課等の方針（単年度方針と中長期方針）					
【単年度方針】					
1 「農業委員会による最適化活動の推進等について（R4.2.2 農林水産省経営局長通知）」に基づく目標設定及び評価を行い、活動を展開します。 2 地域計画の実行のため、計画で掲げた目標地図の達成に向けて農地の集積・集約化をすすめます。 3 管内における遊休農地の現地確認調査を実施し、解消農地と新規発生の遊休農地等の更新を行います。また新規に発生した遊休農地は、原因者である所有者に対して意向調査を実施し、遊休農地を借り受け再生しようとする農業者に対しては、町単独事業である遊休農地再生事業により支援を行います。 4 農業委員と農地利用最適化推進委員に対して、必要とする研修、協議等を行いながら、円滑な委員活動ができるよう体制整備を進めます。					
【中長期方針】					
1 水田の圃場が未整備、或いは再整備を必要とする小区画圃場が約半分を占める本町においては、今後の農地集約・農業経営の合理化を図っていくには、条件整備は不可欠なものとなっています。このため、優先度の高い地区から地権者等の意向調査を実施し、条件整備実施の可能性を確認します。 2 担い手農家の高齢化と後継者不足が本町においても喫緊の課題となっており、集落営農組織、或いは農地所有適格法人の設立を町農林課及び関係団体と連携を図りながら推進することにより、地域農業を担う農業者の確保を目指します。 3 農業者の老後の生活保障に向け、特に若手認定農業者に対し農業者年金の加入促進を図ります。 4 農業後継者と女性の経営参画・地位向上のため、家族経営協定の締結を推進します。					

■今年度の課における施策（重要度順）

（農業委員会事務局）

重要度 順位	施 策 名	施 策 の 内 容	担 当 係 名	連 携 課 名
1	担い手への農地の集積・集約化の推進	リタイアした農家等から出てくる貸付希望農地を担い手に集積するため、町、地区農業委員及び担当農地利用最適化推進委員も参加しながら、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化の推進	農地係	農林課
2	遊休農地の現地調査及び再生事業の推進と農地再生不能地の除外作業	遊休農地の現地調査、地権者の意向調査の実施と遊休農地の再生事業の実施及び農地からの除外作業	〃	〃
3	農業委員会サポートシステムの有効利用と適切管理	農業委員会サポートシステムのデータ管理及びタブレット端末によるデータ活用	〃	〃

■今年度の課における事務事業（重要度順）

（単位：千円）

重要度 順位	事 務 事 業 名	事 務 事 業 の 内 容	担 当 係 名	事業費 (千円)
1	農地中間管理事業 (利用権設定事業)	貸付、借受申出の集約のあと、人・農地プラン策定集落等とのマッチング作業を経て集積計画書の策定を行う。	農地係	369
2	機構集積協力金の交付事務	農地中間管理機構を介し、担い手への農地集積・集約化を図った地域に協力金の交付事務を行う。	〃	1
3	耕作放棄地対策事業	遊休農地の現地調査、地権者の意向調査の実施と遊休農地の再生事業の実施及び農地からの除外作業	〃	1,100
4	農地中間管理事業 (特例事業)	担い手への農地の集積・集約化を図るため、農地の売買等のあっせんを行う。	〃	559
5	農業者年金業務	加入促進、受給申請、現況届確認、脱会	〃	
6	家族経営協定等の推進	家族経営協定の相談、家族経営協定書作成の指導及び協定書締結の立会	〃	